

絵柄綾織紋衣の否定(続)

廣田頼道

この題名で文章を書いたのは、一九九一年三月一日付発行の「芝川」9号でありました。

その文章には伏線があつて、一九八〇年十一月三十日付発行の「芝川」36号の表紙の言葉の中で、

日蓮大聖人の名字凡夫の位を尊ぶ信仰の上に、絵柄や紋がついた袈裟、衣がいったい必要なのだろうか？

という問題提起と、こういう風潮をやめるべきであることを示しました。そして十年後の一九九一年三月一日付発行「芝川」9号で、『絵柄綾織紋衣の否定』という題名を態々掲げて、議論をすべきであることを結論として示しました。その時は、この題名で、続編を書くつもりもありませんでしたし、9号で提起した反応が、私の所にはまったく届きませんでした。

一九九四年の二月頃(私はパソコンは持っていますが、パソコン通信をまったく利用しませんので)I師より、こういうものがパソコン通信にのっているが、見ましたか、といわれて、コピーを見せてもらい読んだわけであ

ります。

内容は、とても大切な事を含んでいますし、部分だけの引用をしますと、文章の流れと主張をそこないです。で、全文をここに掲載させていただき、その上で自分の考えを示し全体の僧俗の御意見を頂きたいと思ひます。

弊風と新風と③ 94/1/8

〈法衣〉

二、三年以前にH師でしたか、紋衣の可否について発言されて賛否両様の話題をよんだことがありました。私は、H師の意見について、あんまり短兵急に紋衣を否定するのどうかと思ひましたので、かってローレックスの腕時計を自慢していた先輩が「おれは衣に金をかけない主義だ」なんていって、仏具や法衣に金をかけず、もっぱら乗用車や遊びに浪費していた珍現象を引き合いにだし、むしろその他に先に改めなければならぬ問題がたくさんあることをいひました。そのためか、この論議はそれで静かになってしまいました。

ところで、いつごろから紋衣なんていうのが出てきたのでしょうか。古い宗祖開山の御影(画)像に紋衣なんていうのは見たことありません。一様に薄墨の素絹衣で

す。日有上人の御影もそうです。(但し僧綱衿)

本来、常住の素絹衣というのは、御影像に出てくるような長絹ではなく、現在きているような短衣ではなかつたでしょう。鎌倉期の絵巻などにしばしばでてくる姿が参考になるでしょう。勿論、絵巻の中に紋入りの袈裟衣などありません。

以前に日宣上人の説法講本に以下のような記述を見つめました。

開目抄随寛愚宣(上巻) *不明(廿一座目)

法衣の事

今日は文字読み御書を差し置いて当門流に於いて薄墨の衣に白袈裟をかくる子細を荒々申し入るべし。一には末法の下位を表わす。教弥実位弥下。二には末法折伏行に宜しき故。薄墨に四意。一には名字即を表わす。二には他宗に簡異せんが為め。三には順逆両縁を結ばんが為め。四には自門の非法を制せんが為め。

：因みに私に難じて云わく、大聖人金紋の袈裟を懸けたまうという事を聞かず。当世の貫首等何故に之をかくるや。答う。実に所難の如し、是れ近代の事なるか。勿論廿五代日有上人御公儀より金紋の袈裟拜領の事あり。

而れども廿六代目の寛師一向に此事をば仰せられぬ。而らば夫れより後の事なるか、但し廿五代日有師云々。案ずるに世界の華麗に連れて此の如くなるか…。

(量全本) 再問の時の御示

廿五代日有上人へ天英院より御供養の袈裟何れも金紗の縫御紋等なり。本山並びに小梅常泉寺細草遠露寺に之あり。日寛上人以前の事なれども如何の思し召しにや、三衣抄には御示し之無し。正しく之を着用し初まりしは日元上人御代の頃なるべし。世に連れ華麗に押し移る様子、予幼年頃見知り覚えあり等云々。

日蓮正宗では一貫して、完べきに薄墨の衣、白五条の袈裟を守ってきた様に思っていました。が、そうそう完べきではなく、やはり封建社会での権門の保護下では多分に乱れた部分もあるようです。これで見ると、貫主が金糸の刺繍の紋がある袈裟をつけていた事があるようです。能勢師が諸記録を集成された中にも、幕府への書き上げの文書等が、意図的に編者が一部墨で抹消したと思われる部分があり、それが何れも法衣の色についての部分だったので不審に思っておりますが、大体將軍や大名の奥方からの寄進など、仏具・法衣などそのまま受け入

れていたようです。

こうしたことから推測するに、江戸後期頃から縫い紋入りの袈裟や綾織りの衣などが普通に用いられるようになってきたのではないのでしょうか。

しかし、縫い紋の入った白五条の袈裟、綾おりの薄墨の素絹衣なんていうのも、最低・質素の衣をきるという意義に照らすとなんか、へんな感じですね。葬儀や法要などの檀用ぐらいにして、寺院での常住衣は合織で充分だとおもいますね。

私も基本的にはだんだん紋衣みたいのはやめていったらいいという考えには賛成です。かつて大衣の早瀬道広さんでさえ、「猊下以外はみな木綿の衣にしたらしいんだ」などと過激なことをいっていたのを思い出します。

勿論、急にやめるわけにもいかないでしょう。時代相も考えなくてはならないと思います。しかし、紋衣きている本人は立派な高僧のつもりでも、以外と世間では何とも思っていないのではないですか。かえて雲水みために粗末な麻の衣でもきたら、立派に見る人だっていますから。

…要するに、お坊さまの感覚って世間の人と相当ズレているんじゃないですか？なんていったら言い過ぎです

か。(私がズレているのはいうまでもありません)

なお、要法寺では近年本山の法要は貫主以外は全員麻の法衣(薄墨白五条)とすることになり、本山に各自の分を用意してあるそうです。

最初の十行目の前段になっている所は、筆者の感違いで、実は「芝川」9号に、

当門の法衣は着飾る為でなく、本因妙の法を表わし、本因妙を行ずる、布教の労働服であると考えることが、まともであると思うのであります。

そして、材質、値段の問題ではなく、念珠を仏の如くせよと示されると同じように、衣も、仏と銘じ、心を込めて大切に、清潔を旨として扱うことが、当宗の法衣、や仏具の考え方であると思う。高価であるから大切にするという考えは信仰上ズレた考えでしかないと思う。

袈裟衣に御金をかけず、その御仁が、ロールスロイスやローレックスをして、法衣より高価なイギリス製の洋服を着ていても、その人の精神構造まで、我々は頓着する必要などないと思う。

夫れ法衣とは法に依じて作る故に法衣と云うなり
僧侶として、僧侶たらんと思つて、その人が生きてい

るか否かはその人の問題であります。

しかし、どんなぜいたくをこらした生活をしている御仁であっても、法衣を着たる時は法を表わし、但薄墨五条の最下位の姿にして法を示す姿をとり、又、御本人も、その一瞬ぐらひは、その法を御自覚遊ばしていただければ、ありがたいことと思うのであります。

僧侶の富貴な、成金感覚な贅沢のレベルに法衣の値段や品質を置く必要など、まったくないと思うのであります。

名聞名利(世事)にしか通じない、絵柄綾織紋衣というものを、一度仏法の上から、落ち着いて考え直さなければいけない時なのではないだろうか。

仏法の為、絵柄綾織紋衣がどうしても必要と考える方は、仏法の為にも議論いたしたく存じます。

この様に、法衣とは、公けの法を表わす衣であって私の生活と立て分けて考えるべきものであることを私が反論し、その後、論議が静かになってしまっているのが実情であります。

四十四世日宣上人、四十八世日量上人の資料を、この文章ではじめて拝見させて頂いた時に、時代が前後しますが、やはり、日寛上人の『当家三衣抄』にあえて、名

指しで文字に表現することも忍びないほど名聞名利を首肯する要法寺流入の時代よりの乱れの中に、当時富士門流があり、表現せずとも、その時代の人々は、それが痛烈な批判であり、改革であることを理解していたのだと思いました。

問う、當流の法衣は宜しく麻苧あさを用うべし。既に如来は鹿布かふの僧伽梨を著し、天台は四十余年唯一袖を被る、南山は縉纈せうごを兼ねず、妙楽は太布にして而して衣る。然るに当家に於いては尚お緞子だんす(現代に紋衣の着地として用いられているもの)紗綾縮緬等の法衣を許す、如何ぞ佛制に違わざるを得可けんや。

答う、實に所問の如し、是れ吾が欲する所なり。然るに之れを制せざることは強いて世に准ずるのみ。智度論に云わく、佛言わく、今日より若し比丘有って一心に涅槃を求め、世間を背捨せん者には我価直千万兩金の衣を著、百味の食を食うことを聴きす等云云。(この文の直後に、「清淨の比丘は少欲知足なるが故に著せず」(国訳二ノ269)と原文には示される)然るに当世に及ばば門葉の中に於いて一心に佛道を求め、世間を背捨する者は爪上の土の如し、徒らに万金の衣を著、百味の食を食う者は猶お大地の如し、嗚呼後生日々三

たび身を省みよ云云。

(学林版346P)

この様に示される、日寛上人御自身は紋衣を着ていなかったことが分りますし、この警告に耐えて、着れる者がいったい現代のどこに存在しているのでしょうか。その上、着る者は世俗に身を落として着ているのであるという指摘に対して、どの様に胸張って反論するのでありましょうか。

さからうことの出来ぬ不信の幕府権力からの金紋の袈裟の供養に対して、はじめは屈辱の涙を流し着用していたものが、徐々に麻痺して、本人も、大衆も違和感なく、喜びびとなつて行くのであります。

日蓮正宗の法衣は、昔しから、良く、「日蓮大聖人様から御預りしているものだ」ということを言いますが、私は、これは大聖人の威を借りる権威づけの言葉であつて、法門の上から、はたして正当な言葉とは思えないのであります。

日宣上人の「開目抄随寛愚宣」(上巻)は、「当家三衣抄」の内容そのままを重ねて述べられているものであります。

一には末法の下位を表わす。教弥実位弥下。

二には末法折伏に宜しき故。

薄墨に四意。

一には名字即を表わす。
二には他宗に簡異せんが為め。
三には順逆両縁を結ばんが為め。
四には自門の非法を制せんが為め。

これらの理由を拝する時、日蓮大聖人も、我が法衣を、正法事体を表現するものとして、本尊の相貌の変遷と同様に、他宗と違う法衣を考案されていたものと思われるのであります。御書の中には、「薄墨の袈裟」を用いられている表現があるにもかかわらず。日興上人日目上人等の時代には、まったく論議さえも起きずに、但薄墨の衣、白五条の袈裟が定着し存在しているということは、日蓮大聖人の最晩年、定着し、動かざるものとなり、日興上人、日目上人に、あるがまま継承されたと見るのが自然であると思うのであります。であれば、衣・袈裟の免許を丑寅勤行の折に拝受するということは、師弟血脈はもちろんのことでありますが、袈裟・衣の源は、正法を表わす一身の当体として、法衣を着服すると考えるべきであつて、ただ単に、大聖人様より御預りしたとか、大聖人様の替りに着させて頂いているという感覚は、そ

の意義を低くするもので、適正な解釈とは言えないと思います。

もちろん、師弟共に丑寅の刻に御経を読み、師匠の手によって、着されるという、師弟合い寄って成り立つことはもちろんですが、成仏の大法を法衣が、「当家三衣抄」に挙げてある内容を満し、表わしていることを根底として考えなければ、間違つた理解になってしまうのであります。

このことからしても、法衣が、名聞名利の表現手段として、階級や、個人の好みを表わす、華服であつたならばいけないのであります。法衣は

法衣とは法に應じて作る故に法衣と云うなり。「当家三衣抄」(学林³³²P)

公物の正法を表現したもので、私物の思考を表現するものではないのであります。

故に

葬儀や法要などの檀用ぐらいにして、寺院での常住衣は合織で充分だとおもいますね。

という使い分けは、偽善者のなせる技で、仏法を表わす法衣を着している発想ではないのであります。

又、

勿論、急にやめるわけにもいかないでしょう。時代相も考えなくてはならないと思います。

ということを示されているが、急にやめることの出来ない理由は、紋衣に執着する自分自身の考えでしかないと思う。時代相といつてもどういう時代相なのか、華服をもって、自宗の貴さを表現していると思われる。世間雑多な宗々の思考に、当門が合わせる必要はまったくないはずであります。そういう世間相、時代相に、否定の提言をしているのが、古来からの当門の姿勢であつたはずであります。故に、他宗や世間の作り上げた考え方に、法衣の意義を合せる必要は、まったくありません。

但薄墨の深い仏法の意味を、信仰者である僧俗が自覚したならば、即座に止めることが当然のことと思うのであります。永年間違いを続けていると、偏執や執着の心がフツフツと湧いて来て、間違つたことが正当と思える神経になってしまふのであります。

止める為に三ヶ年計画、五ヶ年計画を立てることも奇妙なことと思います。冬衣、夏衣とあるわけですから、一年かけて、止めれば良い分けで、要は、法門の正しい理解と、自覚と、実行する勇氣の問題だと思ひます。こ

ういう時代になればなるほど、即座に但薄墨白五条の姿にもどることを堅持すべきであります。

要法寺のやり方も、見世物興行でもあるまいに、本山の法要の時に限ってという、法を表わしたる法衣の感覚からは、根底からずれているように思いますが、正宗よりは、まだまだという点に恥しさをおぼえるものであります。

これだけ私が、紋衣は当門の仏法を表現していない法衣であるから着用すべきでないということを申し上げても、紋衣はこの様に法義にかない、何が何んでも着用しなければならぬのであるという主張論文を私は拝見したことがない。広く信者の方々にも呼びかけて、このことを考え、大石寺の貫主はもちろんのこと、正信会の人々も、紋衣を脱ぐ正しい法門の理解と、自覚と勇氣を持っていただける様にこれからもながく訴えて行きたいと思えます。

これは、大石寺の貫主が、正信会の人々を呼びかけて、紋衣を脱ぐべきことを訴えていることである。これは、大石寺の貫主が、正信会の人々を呼びかけて、紋衣を脱ぐべきことを訴えていることである。

これは、大石寺の貫主が、正信会の人々を呼びかけて、紋衣を脱ぐべきことを訴えていることである。